

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導等を行う。
③システムの名称	健康管理システム、福祉宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者等母子保健事業申請、母子健康手帳交付関係台帳、未熟児養育医療給付申請者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【母子保健事業に関する事務】 ・番号法第9条第1項、別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【母子保健事業に関する事務】 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部健康づくり推進課、子ども家庭部こども家庭センター
②所属長の役職名	課長、センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話:048-960-1100 越谷市子ども家庭部こども家庭センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9179
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則すること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。</p> <p>② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p>
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			特定個人情報等に関する研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)	事後	主務省令の追記
平成29年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第70の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号)	事後	主務省令の追記
平成29年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤城 浩幸	櫻田 尚之	事後	所属長の変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	変更なし
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻田 尚之	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 别表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)	事後	根拠となる法令の追加
令和2年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	事後	根拠となる法令の追加
令和2年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	[30万人以上] 平成27年4月1日 時点	[1万人以上10万人未満] 令和2年2月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	[基礎項目評価書]	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	事後	法律の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0022 埼玉県越谷市東大沢1-12-1 電話: 048-978-3511	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-960-1100	事後	錯誤による変更
令和6年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①保健医療部健康づくり推進課 ②課長	①保健医療部健康づくり推進課、子ども家庭部こども家庭センター ②健康づくり推進課長、こども家庭センター長	事前	令和6年度から、行政組織を改正することに伴う、業務所管部署名及び所属長の役職名の変更
令和6年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-960-1100	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-960-1100 越谷市子ども家庭部こども家庭センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9179	事前	令和6年度から、行政組織を改正することに伴う、問合せ先の追加
令和8年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条 第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)	【母子保健事業に関する事務】 ・番号法第9条第1項、別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令(以下「別表主務省令」とい う。)第40条	事後	法律の改正による変更
令和8年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び同条同号に戻づく主 務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に戻づく主務省令第2条 の表の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び同条同号に戻づく主 務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠)第69の2項、第 70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び 第4号)	【母子保健事業に関する事務】 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の 項、 112の項、125の項、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表95の項、96の項	事後	法律の改正による変更
令和8年1月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、福祉宛名システム、中間 サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本 台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子 申請機能	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	被災者等母子保健事業申請、母子健康手帳交 付関係台帳、未熟児養育医療給付申請者台帳	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	(対策は)十分である ①「マイナンバー利用事務におけるマイナン バー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令 和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項 等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合に のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を 含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行つ た上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録 を残すこと。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを 取得し、登録されているマイナンバーに誤りが ないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までの プロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的 ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記入欄の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	9)従業者に対する教育・啓発 (対策は)十分である 特定個人情報等に関する研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記入欄の追加